

# 開発区域設定・添付書類

下記の順に綴って提出して下さい。(正本1部・写し1部)

記

No.	書類 図面等	内 容		備 考
		明示すべき事項	縮尺	
1	開発区域設定 届 出 書	開発者住所氏名・印・開発する 土地の場所及び面積・代理者又 は連絡先・届出年月日		届出先は、「(あて先) 港区長」 様式あり。印は29条申請と同一 印とする。
2	位 置 図	開発区域の位置	1/2000 程度	規模に応じて、わかりやすい縮尺 とすること
3	区 域 図	開発区域、町字の境界、都市計 画区域界、土地の地番及び形状	1/300 以上	現況図に準ずること
4	公 図 の 写 し	開発区域及びその関連工事の 区域内の土地の公図の写し	1/600	・区域設定届の届出日から三ヶ月 以内のもの。
5	現 況 図	地形、開発区域の境界、開発区 域内及び開発区域の周辺の公 共施設並びに令第28条の2第 1号に規定する樹木又は樹木 の集団及び同条第2号に規定 する切土又は盛土を行う部分 の表土の状況	1/300 以上	1、等高線は0.5～1.0mの標高 差を示すものであること 2、樹木若しくは樹木の集団又 は表土の状況にあつては、規模 が1ヘクタール以上の開発行 為について記載すること
6	査 定 図	官民境界を査定したことを証 する抄本(写)		・ 周辺の境界確定状況につい て、まとめること。
7	求 積 図	開発区域の面積		・ 求積は座標計算すること。三 斜求積をする場合には、座標 計算した時と同じ値になる ようにすること。 ・ 使用する座標系については、 事前に道路台帳係に相談す ること。

8	議 事 録 等	官民査定線の復元、2項道路中心線、1項5号道路の区域等の確認	次ページ ※) 参照
---	------------	--------------------------------	------------

※) 8の議事録、資料作成等について

1) 作成する求積図の官民境界については、当該地及び周辺の境界確定図の復元を行うこと。区道と接する場合の復元方法については、土木施設管理課道路台帳係と事前に打合せし、その指導に基づき、図面を作成した上、正しく復元が出来ているかどうかの確認を受けること。特に古い官民査定図については、復元された図面の確認作業に時間を要するので注意すること。また、使用する座標系についても道路台帳係と協議すること。

※ 都道に接する場合：東京都第一建設事務所

※ 国道に接する場合：東京国道事務所 品川出張所（国道1号線、国道15号線）

代々木出張所（国道246号線）

2) 建築基準法道路第42条第2項道路の中心線については、1)の結果を持って、建築課建築審査係と打ち合わせをし、2項道路の後退線を決めること。

3) 建築基準法道路第42条第1項第5号道路と接する場合、道路の位置の確認について開発指導課開発指導係と事前に打合せをし、明確にすること。

4) 建築基準法道路第42条第2項道路に接する場合は、土木課細街路整備係と事前打合せをすること。

5) 1) 2) 3) 4) についての打合せ議事録を別途添付すること。

6) 区道を拡幅する場合の土地の譲渡について、事前に土木施設管理課道路台帳係に相談すること。